

令和3年2月定例会 県土整備委員会（付託）

令和3年2月26日（金）

[委員会の概要 危機管理環境部関係]

岩佐委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時31分）

これより、危機管理環境部関係の審査を行います。

危機管理環境部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出議案】（説明資料（その3））

- 議案第62号 令和2年度徳島県一般会計補正予算（第11号）

【報告事項】

- 新型コロナウイルス感染症への対応について（資料1）
- 高病原性鳥インフルエンザへの対応について（資料2）
- 新型コロナウイルス感染症に係る危機管理調整費の執行状況（見込み）について（資料3）
- 徳島県復興指針に係る事前復興の取組状況について（資料4）

志田危機管理環境部長

今定例会に危機管理環境部から追加提出いたしました案件につきまして、お手元の県土整備委員会説明資料（その3）により御説明を申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。

一般会計についてでございます。

危機管理環境部の2月補正予算案といたしまして、左から3列目補正額欄の最下段に記載のとおり6億1,448万9,000円の補正をお願いしており、補正後の予算額は、合計で111億1,561万4,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2ページを御覧ください。

課別主要事項説明についてでございます。

危機管理政策課におきまして、表の右側摘要欄にございますように、機構改革等に係る給与費の補正の合計としまして7億7,000万円余りの増額をお願いしております、防災総務費の摘要欄の⑤危機事象発生に対する備えとして危機管理調整費の増額なども含めまして、3ページの最下段左から3列目に記載のとおり合計11億2,845万2,000円の増額をお願いしております。

4ページを御覧ください。

とくしまゼロ作戦課におきまして、防災総務費の摘要欄②防災対策指導費において、市町村に対する補助金の精算による減額など、最下段左から3列目に記載のとおり合計で

3,033万3,000円の減額をお願いしております。

5ページを御覧ください。

消防保安課におきまして、防災総務費の摘要欄②航空消防・防災体制運営費において、消防防災ヘリコプターの修理による増額など、最下段左から3列目に記載のとおり合計1,074万6,000円の増額をお願いしております。

6ページを御覧ください。

環境首都課におきまして、環境衛生指導費の摘要欄②一般環境対策費について、国庫補助や自然エネルギー導入等に対する事業費の所要額の確定による減額など、最下段左から3列目に記載のとおり合計2億1,746万1,000円の減額をお願いしております。

7ページを御覧ください。

環境指導課におきまして、環境衛生指導費の摘要欄①廃棄物ゼロ社会づくり推進費において、事業費や貸付金の所要額の確定による減額など、最下段左から3列目に記載のとおり合計8,408万8,000円の減額をお願いしております。

8ページを御覧ください。

環境管理課におきまして、公害対策費の摘要欄②一般公害対策費におきまして、貸付金の所要額の確定による減額など、最下段左から3列目に記載のとおり合計4,263万2,000円の減額をお願いしております。

9ページを御覧ください。

消費者政策課におきまして、消費者行政推進費の摘要欄②消費者行政推進費について、市町村に対する補助金の所要額の精査による減額など、最下段左から3列目に記載のとおり合計4,627万5,000円の減額をお願いしております。

10ページをお開きください。

安全衛生課におきまして、環境衛生指導費の摘要欄②生活衛生指導助成費について、生活衛生関係営業者に対する給付金の精算による減額など、最下段左から3列目に記載のとおり合計1億392万円の減額をお願いしております。

11ページを御覧ください。

繰越明許費についてでございます。

追加分といたしまして、新たに御承認をお願いする事業について、翌年度繰越額を記載しております。

危機管理政策課の危機管理調整費では、危機事象発生に対する備えや、教育委員会におけるG I G Aスクール構想に係るパソコン端末の納品遅延のため年度内の執行が困難となつたことによりまして、18億3,199万2,000円の繰越しをお願いするものであります。

次に、環境首都課の一般環境対策費では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けまして、燃料電池バス導入に係る県補助金の年度内執行が困難となつたことから、8,000万円の繰越しをお願いするものであります。

また、自然公園等施設整備管理指導費について、鳴門公園施設老朽化等対策事業及び剣山等施設整備事業におきまして、関係者との協議に不測の時間を要したことによりまして年度内の事業完了が困難となつたことから、3,568万2,000円の繰越しをお願いするものであります。

次に、安全衛生課の上水道施設整備管理指導費では、小松島市が実施する水道事業の一

部で関係者との調整などに不測の日時を要したことにより年度内の事業完了が困難となつたことから、2,390万円の繰越しをお願いするものであります。

12ページを御覧ください。

変更分といたしまして、先に御承認を頂いた事業について翌年度繰越額の変更を記載しております。

とくしまゼロ作戦課の防災対策指導費では、市町が実施する一部の事業で関係者との調整などに不測の日時を要したことによりまして年度内の事業完了が困難となつたことから、繰越しをお願いするものであり、変更分を反映した補正後の金額は最下段右から2列目の欄に記載のとおり1億3,714万4,000円となっております。

なお、これらの事業につきましては、今後早期の完了に努めてまいります。

今定例会に当部から提出する案件の説明につきましては、以上でございます。

この際4点、御報告いたします。

まず、お手元に御配付の資料1を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。

2月12日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部会議におきまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正に伴いまして、国の基本的対処方針が改正されました。

特措法では新たにまん延防止等重点措置の創設でありますとか、施設の使用制限に応じない場合の命令、差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務などの規定が追加されたところでございます。

これを受けまして、本県におきましても県対策本部会議を開催しまして、県の対処方針につきまして国と歩調を合わせて改正することとしました。

また、新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、接種の実施体制やスケジュール、接種開始に向けた対応状況について確認するとともに、県民の皆様が関心を持つ情報につきまして、国と協力して分かりやすくタイムリーに情報発信していくこととしました。

さらに、県民の皆様へのお願いとしまして、差別的取扱いの禁止や基本的な感染防止対策の徹底について、改めて協力をお願いいたしました。

なお、資料はございませんが、「新しい生活様式」実装推進事業、飲食店応援金の申請状況について御報告させていただきます。

昨日、2月25日時点の数字でございますが、まずガイドライン実践店ステッカーの飲食店の申請店舗数につきましては約4,400件となっております。昨年度から既にステッカーを掲示していただいているものも含めて、新たに申請いただいた店舗数が約4,400件でございます。

次に、応援金の申請店舗数ですが、ガイドライン実践店ステッカーの掲示による50万円の申請については2,428件となっております。それから、事業者版スマートライフ宣言、いわゆる自主宣言の掲示による10万円の申請については79件でございまして、その両方を合わせますと合計2,507件の申請を昨日までに頂いております。

なお、ガイドライン実践店ステッカー及び事業者版スマートライフ宣言の掲示期限につきましては3月7日となっておりまして、応援金の申請期限につきましてはその2週間後の3月21日となっております。今後、そういう期限につきまして、新聞広告等を通じま

して改めて周知等を図ってまいりたいと考えております。

今後とも、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の持続的な両立に全力で取り組んでまいります。

続きまして、資料2を御覧ください。

高病原性鳥インフルエンザへの対応についてでございます。

去る2月8日、美馬市の農場において死亡鶏が増加した旨の通報がありまして、翌日9日には遺伝子検査により高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されたことから、同日、危機管理対策本部会議を開催し、殺処分をはじめとする防疫措置の実施や消毒ポイントの設置などについて確認を行いました。

10日には、農場の消毒を含め全ての防疫措置を完了しており、15日には、遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜であることが確定したところでございます。

今後、27日に判明する確認検査の結果が陰性であれば、同日、搬出制限区域を解除し、その後異常がなければ3月4日に移動制限区域についても解除を行う予定でございます。

続きまして、資料3を御覧ください。

危機管理調整費の執行状況についてでございます。

これまでお認めいただいた内容の執行見込額につきまして、各部局ごとに精査を行った金額を記載しております。

11月定例会の県土整備委員会で御報告させていただいた以降の追加の案件につきまして、御説明させていただきます。

農林水産部の1段目、高病原性鳥インフルエンザ発生を受けた緊急防疫措置については、先ほど資料2において御報告させていただいたとおり、県内2例目となります高病原性鳥インフルエンザの発生を受けまして、発生農場における防疫措置及び消毒ポイントの設置に係る経費としまして、2億1,600万円を活用させていただいたところでございます。

最後に、資料4を御覧ください。

徳島県復興指針に係る事前復興の取組状況についてでございます。

徳島県復興指針につきましては、全庁を挙げて事前復興の推進に取り組んでおりますが、令和元年12月の策定後約1年が経過したために、指針に掲載しました事前復興の取組733項目において、指針策定後の取組状況、新型コロナウイルス対策の必要性を取りまとめ、去る2月24日、外部有識者で構成される徳島県復興指針推進委員会において報告し、現在ホームページでも公表しているところでございます。

事前復興の取組状況につきましては、施設整備、システム構築等が48項目、訓練、講習会・研修等人材育成関係が184項目、計画・マニュアルの策定等が84項目など、県における施設整備・体制整備から市町村・事業者・県民の皆様を含めた人材育成まで幅広く取り組んでいることを確認するとともに、新型コロナウイルス対策につきましても、全733項目のうち25.6パーセントに当たる188項目が何らかの対策が必要と再確認したところであります。

今後とも、災害列島、人口減少、そして新型コロナの三つの国難を打破すべく全庁を挙げて事前復興の推進に取り組んでまいります。

報告は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願ひいたします。

岩佐委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

岡委員

先ほど御説明も頂きました飲食店への応援金について、何点か確認させていただきたいと思います。

まず、先ほど部長のほうから昨日までの申請状況について報告がありましたけれども、それ以外でステッカーをくださいという人たちの申請状況と、支払ができましたという方々の状況をお伺いさせていただきたいと思います。

勝間危機管理環境部次長

ただいま岡委員から、飲食店応援金の今の申請状況等々について御質問を頂いたところでございます。

まず、応援金の申請状況につきましては、先ほど部長のほうから御報告させていただいたとおり昨日現在の数字になりますけれども、ステッカ一分、これは50万円の分ですけれども2,428件。それとスマートライフ宣言、これは10万円の分でございますけれども79件、合わせて2,507件となっております。

あと、50万円の申請の前提となりますステッカー自体の申請状況につきましては、期限を切らず募集しているところでございますけれども、全体として言いますと、昨日現在の店舗数が5,879件ございます。そのうち今回の応援金の対象になりそうな飲食店は、内容について精査が必要ですけれども、約4,400件となっているところでございます。

こういった数値を見てみると、先ほどの応援金の申請が2,428件でございますが、ステッカーの申請が既に4,400件来ていますので、今後は少なくともこの差であります2,000店舗以上の申請が行われていくのではないかと見込んでいるところでございます。

なお、支払済みの件数でございますが、これも昨日現在でステッカー掲示の50万円の分につきましては168件、スマートライフ宣言の10万円分につきましては38件、合わせて206件となっております。ちょっと少なく感じられるかと思いますけれども、応援金の申請につきまして、先ほど2,500件あると申し上げましたけれども、この半数以上の申請が先週末から集中的に出てきている状況でございます。

支払には至ってはいないものの、既に中味のチェック等々につきましては順調に進んできておりますので、支払件数につきましても近日中には大きく伸びていくというふうに考えているところでございます。

岡委員

ありがとうございます。確かにこの事業が始まる前は、今回の対象である飲食業の中でステッカーを貼っているところが600件か700件ぐらいでしたよね。それが事業が始まっています。

か月ぐらいですかね、それで約7倍以上になってきていますので、着実に浸透もしてきているのでしょうかし、申請のほうも行われていることだろうと思います。

ただ、一番最初に御説明があった時の対象件数は、大体8,000件ということだったので、昨日の2月25日現在で4,400件ですけれど、前の600件か700件も含めて4,400件の方がステッカーを持っているということでしたね。

全体の大体50パーセントは超えてきましたけれども、まだ6割に届いていないぐらいのステッカーの申請です。最初にこの事業の説明があった時に言いましたけれど、できるだけ多くの応援金を必要としている店舗に交付できるように、周知徹底してほしいということは言いましたけれども、更に何かもう一步踏み込んだような周知徹底があるとか、広報が必要なのではないのかというふうに感じております。

これまでどのような周知広報を行ってきたのか、改めてお伺いしたいと思います。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、飲食店応援金の周知広報につきまして、御質問を頂いたところでございます。

実はこの応援金を始めるに当たって、既に専用のホームページを開設してまいりました。

また、相談窓口、コールセンターも開設させていただいているところでございます。この場所も分かりやすいように県のホームページのトップページにバナーを掲げまして、そこからホームページなりにアクセスしやすいような形で案内もさせていただいているところでございます。

また、新聞での全面広告でありますとか、あるいはテレビ、ケーブルテレビ、さらにラジオのCMも順次開始させていただいているところでございます。

また、各部局あるいは市町村の方々にも協力を求めまして、飲食店舗あるいは業界団体に対して周知していただくために、今回の応援金の制度の概要とか、あるいは申請書類の様式を一式とした冊子も作成し、配布させていただいておりますし、制度概要のチラシにつきましても作成し、配布させていただいているところでございます。

ただ、先ほど部長のほうからも申し上げましたとおり、今回の応援金の対象期間あるいは申請期間というものが徐々に近づいてきているところでございます。スマートライフ宣言とか実践店スッテカーを掲示していただく対象期間については緊急事態宣言の発令期間を念頭にしており3月7日まで、申請期間につきましてはそこから2週間ということで3月21日までということで、もう2月も終わり3月に入ろうとしている中でございますので、ここで改めて広報の必要もあるというふうに思っております。この日曜日には、新聞での全面広告も行いたいと思っているところでございます。

今後とも、申請を締め切るまで積極的に周知広報を行い、委員のほうから応援金を必要とする店舗に交付できるようというお言葉も頂いておりますので、1件でも多くの店舗で応援金を活用していただけるよう、しっかりと周知広報に努めてまいりたいと考えているところでございます。

岡委員

ありがとうございました。ホームページの開設とかコールセンターの話もされていましたし、新聞広告やテレビ、ケーブルテレビでのCMということもしっかりとやっていると、申請書類もいろいろ配ったりはしているのでしょうかけれども、なかなか周知していくというのは難しいところがあるな感じております。

恐らく多くの方がこの事業を知ったのは、口コミであったりとかが結構多いような気がします。人に聞いた人がこんなに知つとるでと言って、周りの店に声を掛けていったという話を聞きます。そういうことも利用しながらですし、今回の事業にはとても間に合わないでしようけれど、SNSであったりとかもしっかりと活用した手を考えていかなければいけないのかなという気がしております。

最後の最後まで今できる方法、ありとあらゆる方法を考えて更なる周知をして、できるだけステッカーの申請、給付金の申請も含めて数字を上げていける、本当に必要な人たちが後で知らなかつたというようなことができる限りないように、しっかりと周知徹底をお願いしておきたいと思います。

あと最後なのですけれども、先ほどもお金の申請をしていただいた方というのが、昨日時点で2,507件。全部が全部50万円ではないでしようけれど、これだけでもざっと計算して13億円になります。確かに予算が17億円でしたよね。まだ申請できていない人が大体2,000件あって、恐らくほとんどが50万円の申請になってくるだろうということなので、1月補正予算の17億円では当然お金が足りないということになります。

事前委員会の時にもちょっとお聞かせいただいた時に、2月補正も検討したいというようなことでしたけれども、検討状況というのはどうなっているか、お伺いさせていただきたいと思います。

勝間危機管理環境部次長

ただいま岡委員から、今回の応援金における追加補正の検討状況について御質問を頂いたところでございます。

先ほど申請状況を申し上げましたけれども、現在多くの飲食店の方々に申請を頂いているのですけれども、その申請の中身を見てみると9割以上の方がいわゆるステッカーを貼って50万円の申請を頂いている状況でございます。

我々としても実践店ステッカーをしっかりと貼って感染対策をしていただき、こちらのほうにもチャレンジしていただきたいところでございました。

我々としては、今現時点ではこういった申請状況を十分に精査させていただいているところでございまして、今委員のほうからも御指摘ありました財源のほうが不足というところもございますので、追加予算が必要となりましたら今定例会の会期中に改めて提案させていただきたいと考えているところでございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

岡委員

ありがとうございます。今定例会中にできれば提案を考えているというようなことで、精査していただきますけれど、恐らくすぐに追加が必要になるかなというような気がしております。

また、締切りが段々近づいてきますと、恐らくばたばたと駆け込みでステッカーの申請やお金の申請が増えてくると思いますので、相談体制も非常に大変になってくると思うのですけれども、そこはできる限り丁寧にしっかりと対応していただきたいとお願いしておきたいと思います。

ステッカーの取りまとめをしているところも、個人で作られているところもあるし、今まで業務がそこまで多くなかったところに、このステッカーの申請が殺到しているというような話も聞いておりますので、そういう方々への支援もしっかりとやっていただきたい。このことも強くお願いしておきたいと思います。

飲食店の方々はやり玉みたいに挙げられていますので、今そういう方々が感染防止対策をほとんどの店でしっかりとやっているだと思います。ただ、前はステッカーは団体だけと言われていましたので、持っていないなかっただけでしっかりとやっていたのだと思います。先ほども言いましたけれども、できるだけ多くの本当に困っているそういう方々を助けるために、ちょっとでも足しにしていただくためにも応援金の活用がしっかりとできるように取組を続けていただきたいと思います。これからもしっかりと頑張ってくださいということを要望して終わりたいと思います。

岩佐委員長

午食のため休憩いたします。（11時58分）

岩佐委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時02分）

それでは質疑をどうぞ。

元木委員

この度の本会議におきましても、飯泉知事をはじめ理事者の方々から、グリーン社会そしてデジタル社会に向けた対応をしっかりとやっていくといったお話をございました。

アフターコロナの時代を見据えまして、県として脱炭素社会に向けて、また新しい生活様式に対応した取組が行われていく中で、省エネルギー・低コスト型の家屋やビル建設の普及拡大といったことが大きな課題となっておると感じているところでございます。

コロナ禍において、県民の方々も家で過ごすことが大変増えているような状況が見受けられます。そういう中で、災害への一層の対策も求められていると感じております。

家計の負担の面で見ましても、デジタル社会への移行が進む中で、一般家庭や事業所においても光熱水費に占める電力料金の負担率が高まっておるんじゃないかなという心配もあるわけでございまして、今後もこういったことへの対策が求められていくんじゃないかなと思っております。

そういう中で、この省エネルギー・低コスト型への家屋やビル建設の普及拡大に、県としてどのように取り組んでいくのか、お伺いさせていただきます。

熊尾環境首都課長

ただいま元木委員のほうから、住宅における省エネルギーの取組について御質問を頂い

たところでございます。

本県では、脱炭素社会の実現に向け、徳島県気候変動対策推進計画（緩和編）の中間目標でございます温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で50パーセント削減するという目標に向けて、取組を加速させているところでございます。

これらを具現化していくためには、更なる自然エネルギーの普及促進に加えまして、特にエネルギー消費の増加が著しい民生部門における対策が急務であると考えてございます。

そこで、ゼロカーボンシティ推進事業補助金といたしまして、平時は温室効果ガスの排出削減を実現する、また災害発生時においては、ウイズコロナ、アフターコロナ下での分散型避難を念頭においた蓄電システムや燃料電池を備えましたレジリエンス機能の高いネット・ゼロエネルギー・ハウスでございますけれどもZEH、またこれのビル版でございますZEBの設備導入に対する支援として、国の補助金に上乗せする形で経費の補助を行っておるところでございます。

元木委員

ZEHやZEB等に力を入れていただくということでございました。

御承知のとおり、近年のコロナ禍というのは、特に福祉の分野にも大きな影響を及ぼしております、所得格差の拡大ですとか、困窮世帯がますます困窮になっているというようなお話をございます。

そういう中で、少しでも家計への負担を低減させるという意味におきまして、この事業というのは大きな可能性を秘めておるんじゃないかなと感じておるところでございます。

是非そういった家計に対する負担低減、こういった視点を忘れることなくこのZEH、ZEBの事業を進めていただきたい、少しでも多くの県民の方々がこの事業のメリットを受けられるように工夫を施していただきたいということを要望させていただきたいと思います。

続きまして、廃棄物の不法投棄対策等について、少しお伺いさせていただきたいと思います。

御承知のとおり、本県は山や川、そして海といった豊富な自然資源に囲まれておる県でございます、これが本県の大きな魅力の一つではないのかなと感じております。

一方におきまして、こういった地域を歩いておりますと、たくさんのペットボトルや空き缶、瓶、家電ごみといったごみがどこに行っても目に付くような状況があるんじゃないかなと思っております。

経済が活性化していく中でごみの量も増えて、一部の方と思われますけれども、ごみの不法投棄というのは後を断たないというのが現状で、この対策というのがこれからグリーン社会の実現に向けては大きなテーマの一つではないかなと感じておるところでございます。

捨てられる場所が公有地であれば公が取り組んでいきやすい面もあるのですけれども、民有地でありますと、土地の所有者の方にある程度やっていただきかねばならないのですけれども、その所有者の方はもう県外に出ておられたり、様々な事情でそういったごみの対応ができていないという箇所もあるんじゃないかなと感じております。自動車で走ってい

るとなかなか見えない場所に、歩いて探索してみるとたくさんのごみが集中して投棄をされておると。

この光景を見ておりますと、土壤成分に影響を及ぼしたり、我々が利用している飲み水等にも影響してくる部分もあるんじゃないかなということも危惧しているわけでございます。

そういう中で、県として市町村など関係機関との連携の下、ごみのポイ捨てや投棄対策により積極的に取り組んでいくべきではないかと考えますが、御所見をお伺いさせていただきます。

杉山環境指導課長

ただいま元木委員から、不法投棄対策について御質問を頂きました。

不法投棄の傾向といたしまして、大規模な産業廃棄物の投棄は減少しておりますが、夜間や早朝、山間部や河川敷など人目に付きにくい時間帯や場所における家庭ごみや廃家電製品など一般廃棄物の小規模な不法投棄、特にペットボトルとか空き缶などのポイ捨ては、様々な対策にもかかわらず残念ながら後を絶たないのが現実でございます。

不法投棄の撲滅に向けては、委員御提案のとおり、県や市町村など行政による監視体制の強化に加えて、県民の皆様の協力を得ながら官民が一体となって取り組むことが重要であると考えております。

このため、県では行政による直接監視といたしまして、環境衛生監視員による排出事業者や産業廃棄物処理業者の事業所等への立入調査や巡回監視、それから不法投棄監視パトロールを明示した監視車両による昼夜を通したパトロールの実施、それから監視カメラによる不法投棄多発箇所の重点監視、連休中における休日パトロールの実施などを行っております。

また、県民を挙げての取組といたしまして、県民ボランティアであります徳島県不法投棄等撲滅啓発リーダーの方々の協力による日常生活圏内の監視活動や啓発活動、それから不法投棄通報協定を締結している民間企業等の協力による夜間早朝山間部等における監視活動。四国八十八ヶ所遍路道の周辺道路において、地元住民や市町村産業廃棄物処理業会の団体と共に清掃活動を通じた啓発活動を行う徳島エコサポート事業などを行っているところでございます。

今後とも、捨て得は許さないという頑固たる決意の下、一般的廃棄物処理の統括的責任を有する市町村や関係機関との連携を密にし、地道な活動を着実に重ねるとともに、悪質な事案には厳正に対処していくということで、安易に不法投棄ができない環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

元木委員

是非一般の県民の方々に対する啓発をこれまで以上に強化していただきまして、ユートピアといいますか、本当に美しい自然を少しでも次世代に残していただけるような取組を進めていただきたい。

そして、悪質な方につきましては、やはり罰則の強化も視野に入れながら、その罰則をしっかりと見える形にしていただいて、こういうことをしたらこういう罰則があるんだよ

ということを分かりやすい形で看板なりネットなりで広報し、充実強化していただきたいと思う次第でございます。

そのためにも、既存の団体でありますとくしま環境県民会議との連携ですとか、あるいは県がこれまで長きにわたって取り組んでいただいておられますアドプトプログラム、こういった今ある制度を充実、発展させるような方向で議論も重ねていただいて、より実効性のあるような環境施策につなげていただけますよう要望させていただきます。

梶原副委員長

最後なので3点ほどお聞かせいただきたいと思います。

先日、福島、宮城で震度6の地震がありまして、テレビを見ていますと、避難所の体育館にファミリータイプと書かれたテントがずらっと設置されておりまして、そこの行政の担当者がインタビューを受けていまして、東日本大震災の経験が生かされて今回1時間ぐらいで数多くのテントの設置ができたという話もございました。

テレビで実際に体育館の中にテントが開設されている風景を見ますと、感染症対策とプライバシーを守るという点では、テントとかパーティションというのは本当に大事だなということを改めて感じたのですけれども、今県内の市町村のこうしたテントとかパーティションの準備状況を大まかでいいので教えていただきたいと思います。

細岡とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

ただいま副委員長のほうから、先日の福島、宮城の地震におきまして、避難所における感染症対策が取られていたというところで、県内の状況ということでございます。

本県の市町村におきましては、感染防止に必要な物資、資機材の整備をはじめ避難所における新型コロナウイルス感染症対策につきまして、県の補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして積極的に取り組んでいるところでございます。

これまでに全ての市町村におきまして、地域の実情に応じてパーティションやテント、間仕切り付きの段ボールベッドなどの資機材の備蓄を順次進めているところでございます。

梶原副委員長

市町村も予算の限りがあって、まだまだ十分に準備ができていない所もあると思いますので、県としてもしっかりとバックアップしていただきたい、資機材にてもいろんな種類とかグレードがありますので、その辺をしっかりと市町村のバックアップができる体制を県のほうで組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それともう1点、避難所のほうなのですが、ペットとの同行避難について伺いたいと思うのですけれども、2月22日の徳島新聞にペットの同行避難についての記事が出ておりました。

今回、環境省のほうでペットの同行避難についての新たなチェックリストを、こんの今までできていなかったのかなと不思議に思ったのですが、こういうのを作成して都道府県に通知するという記事がございました。

このチェックリストは、ペットの受入れが避難所で可能か不可かの情報を公開しているかとか、あと受入れ不可の避難所に飼い主とペットが来た場合の対応を考えているかとか、また避難所でペットが過ごす場所を用意しているかとか、そういう具体的なチェックリストなのですけれども、なかなかこのペットの同行避難については、熊本地震の時もペットを同行して連れて行った方が断られたり、結局車中泊になったり、東日本大震災では家で飼っていたペットが逃げ出して山の中に入りて自治体が対応に苦慮したとか、環境省がガイドラインを今まで作っていたみたいなのですが、なかなかうまく現場で機能していないという実態がございます。

今回のこの環境省の通知も何かこう目新しい感じはしないのですが、これを見て今後県としてはどのような対応を取るのか、教えていただきたいと思います。

中村動物愛護管理センター所長

ただいま梶原副委員長から、ペット同行避難に関する御質問を頂きました。

飼い主とペットが避難所まで一緒に逃げる同行避難を巡っては、現場で十分な対応がなされず他の被災者とトラブルになることもよくあることでございます。

徳島県では、災害時の課題といたしまして、ペットの対策に関し、平成24年9月に大規模災害発生時の行政、地域、関係団体、ボランティアなどの取組としまして、災害時のペット対策ガイドラインを国よりも早く取りまとめたところでございます。

平成29年11月には、環境省との共催によりまして、全国で初めてとなる災害時のペット救護における広域連携モデルの図上訓練をさせていただきまして、市町村はじめ隣県の関係団体にも参加していただきまして、ペット対策に係る課題の抽出と検討を行い、環境省のガイドラインに反映させてきたところでございます。

また、市町村のペット対策の推進のため、毎年開催しております動物愛護実務者会議というものがございまして、防災担当にも参加していただきまして、災害時の課題について協議を行っているところでございます。

その会議の中での調べなのですから、令和2年3月時点で市町村におけるペット対策に関しまして、地域防災計画に記載のある市町村は23市町村、また避難所運営マニュアルに記載のある市町村については18市町村となっておりまして、年々普及拡大している状況ではございます。

一方、飼い主に対する啓発といたしましては、先日も徳島新聞の情報とくしまにおきまして、災害時に備えてということで、当センターからお知らせを発したところでございます。

飼い主の日頃の準備といたしまして、しつけや健康管理、また飼い主明示といたしまして狂犬病鑑札、迷子札など啓発をその場で行っているところでございます。

今後におきましても、そういう飼い主に対する啓発であるとか、市町村やボランティアとの合同研修の開催などを通じまして、市町村におけるペット対策がより具体的、実効性があるものとなるようにしっかりと連携してまいりたいと考えておるところでございます。

梶原副委員長

今お答えいただいたのですが、市町村との協議会が令和2年に行われているということなのですが、この県のガイドラインも平成24年ということで大分日もたっていますので、その協議会の検討結果を踏まえて、これもまた作り直したほうがいいのではないかなと思います。

この5ページにも、避難所への受入れについては、この避難所運営会議などで対応を検討しますと、これしか書いていませんので、実際ペットを飼われている方が知りたいのは、その避難所が例えば富田中学校だったら富田中学校がペットの受入れは可能かどうかという、その情報を事前に知りたいということでございます。

私が考えるのは、ペットの受入れ可能な避難所については事前に登録しておくと、そうしたらいざという時に、受入れがスムーズになるのではないかなと思いますけれども、そういう点についてはどのようなお考えですか。

中村動物愛護管理センター所長

先ほど副委員長のほうから、今回の環境省において予定されているチェックリストの内容につきまして御説明を頂いたところなのですけれども、この部分につきまして、ペットの受入れ可能であるとか不可の避難所の公開をしているかという部分であるとか、ペットが過ごす場所を用意しているか、また獣医師会や動物愛護団体と連携しているかといった項目が設けられる予定と聞いております。

災害時におけるペット対策につきましては、飼い主の事情が基本でございます。現状、どこがペット可能な避難所であるかという、委員おっしゃるように明らかでない市町村もございます。継続して市町村と連携しながら取り組む必要があると考えているところでございます。

また、委員御提案の事前登録につきましては、犬は狂犬病の予防法に基づく登録などがございます。各市町村において、管理がなされるところでございます。このようなものを有効活用できれば役に立つのではないかというふうにも考えているところでございます。

今回、環境省から予定されている通知を参考に、まず現在ある徳島県の災害時のペット対策ガイドライン、先ほど委員からおっしゃっていただいたところなのですけれども、このあたりを改定させていただきながら、平時からの対策というのをしっかりとやっていくと考えておるところでございます。

梶原副委員長

ペットが苦手な方もおられるので、なかなか本当に難しい問題かと思うのですけれども、なるべく実効性のあるように今後進めていただきたいと思います。

最後にもう1点お聞きしたいのですが、自転車の損害賠償保険の加入についてあります。

今回、この徳島県自転車安全適正利用推進計画ということで、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画が発表されております。

私も自転車はよく使いますので、これを見させていただくと、県内の自転車事故については平成23年の896件から444件とほぼ半減しております、様々な交通安全対策の成果が出ているのではないかなと思っております。

ただ、交通事故の死者数を見ると、徳島県の自転車事故での死亡者が毎年全体の20パーセントぐらい。全国平均が13パーセントですので、自転車事故で亡くなられている方が非常に多いということあります。

それと今、全国的に多いのが自転車と歩行者がぶつかる事故です。1例として、兵庫県で2008年に小学生の子供と歩行中の女性が衝突して、女性は意識不明の重体になって小学生の御両親に約9,500万円の賠償命令が出たということです。その時に、その小学生は自転車の損害賠償保険に入っていなかったので、その御両親は自己破産されたという本当に悲惨な事故があつたようとして、それ以降、全国でも1億円に近い損害賠償を求められるというケースが相次いで起こっているようあります。

兵庫県においては、この小学生の事故を契機に、自転車保険への加入を義務付ける条例を制定しました。今回策定された徳島県自転車安全適正利用推進計画を見ますと、この自転車保険の加入については、加入するよう努めますという努力義務になっております。今現在22都道府県と10政令市が、加入を義務付けるという条例を制定しております。

この保険というのは980円ぐらいから入れるみたいですので、いざという時に非常に大事な保険だと思いますので、徳島県も今後は是非義務化を進めていくはどうかと思うのですが、その辺の御見解をお尋ねしたいと思います。

島消費者政策課くらし安全担当室長

ただいま梶原副委員長から、自転車安全適正利用推進計画における利用者の損害賠償保険加入の義務化について、御質問を頂戴したところでございます。

委員おっしゃいますように、自転車につきましては、誰もが気軽に利用できる便利な交通用具であるとともに、ただ一度事故が起つた場合、その自転車の運転者自身や加害者側になつた場合に、相手側に大けがを負わせてしまうという可能性があり、中には死亡させてしまうというケースも多々あります。

先ほど委員もおっしゃいましたとおり、ここ数年高額な損害賠償事例というものが増えていいるという現状がございます。

事例として、委員がおっしゃった小学生が歩行中の女性と正面衝突して重い後遺障害が残り約9,500万円、1億円に近い賠償責任がその監督義務を問われた親権者に求められたというものでありますとか、あと高額な事例でいいますと、高校生が自転車同士での衝突事故とかで9,000万円を超える損害賠償事例、そういう1,000万円を超えるものが多くある状況でございます。

自転車の利用者に対する損害賠償保険への加入というものが進めば、そういう被害者の救済を図るという点でも利用者の責務として大変有効なものであるということは県としても認識しておるところでございます。

本県におきましては、先ほど委員もおっしゃいましたとおり、平成28年に制定をされました自転車の安全で適正な利用に関する条例におきまして、利用者の損害賠償保険等への加入を努力義務ということで制定させていただいているところでございます。

先ほど委員からも御紹介いただきましたが、この令和2年12月末時点で、全国で29都道府県が条例を制定されておる中で、義務化しているのが19都道府県あるということになっております。そして、そのうち努力義務としておるのが、本県を含めて10県というふうに

なっておる状況でございます。

保険の加入率についての状況というところを御説明させていただきますと、各保険会社においては、保険の加入状況というのが公表していない部分もたくさんありますので、全県的な状況を把握することはできないのですけれども、ただ参考といたしまして、例えば民間の損害保険会社が令和元年、令和2年の2回にわたりまして、全国の自転車利用者約2万人に対しまして、自転車保険の加入の有無についてインターネットによるアンケート調査を実施したものがございます。

それを参考に申し上げますと、本県の平均加入率というのが57.2パーセントとなっておりまして、ちなみに全国平均加入率は56.6パーセント、保険加入を義務化している地域での平均加入率というのは65パーセント、義務化をしていない地域の平均加入率というのが49.7パーセントと半分を割るというような状況にその結果はなっておるところでございます。

その調査によりますと、徳島県といたしましては半分を超えている57.2パーセントというものもありますし、また教育委員会によりますと、ほとんどの県立高等学校におきましては、本県では学校単位で全校生徒について賠償責任補償制度に加入しておるそうでございます。ですので、その補償制度に加入しておることで、自転車による事故の損害についても対象となっているということでお聞きしている状況でございます。

今後の取組といたしまして、本県としましては、まずは県民の皆様に保険の加入の促進について広報啓発を進めていきたいと思っております。

具体的な内容といたしましては、先ほども申し上げましたような自転車事故による損害賠償事例の現状、こういった高額な賠償事例というのが出ているというようなところをきちんと啓発資材のほうに書き込みまして、自転車を利用する者の責務としてその自転車自身は車両であるという認識を持っていただく、そして保険に入るということは、利用者本人の財政的負担の軽減だけでなく被害者への救済という部分も大いに意義としてあるという認識をきちんと持っていただきたいと考えております。

そういったチラシなどの啓発資料をホームページに掲載して、広く県民の皆様に知っていただかほか、自転車の販売店等に協力を頂きまして、例えば購入時に保険加入についてお声掛けを頂くようなことも取組として進めていきたいと考えております。

また、自転車の被害に遭われる、自転車だけがをされるというのは、やはり全体の割合からいいまして中高生が多い状況となっております。

先ほど高校生につきましては、ほとんどの方が事故に遭ったときに損害賠償の補償制度には入っているということありますので、例えば中学生に向けましては、保護者の方に損害賠償保険の必要性が分かるような、届くような形で啓発していきたいと考えておるところでございます。

また、自転車の損害賠償保険につきましては、自動車の任意保険であるとか、火災保険であるとか、クレジットカードの特約に付いている場合でありますとか、あとP.T.Aなどの団体保険であるとか、共済関係の保険、点検整備を行ったときに1年間だけ損害賠償保険が付いているようなT.Sマークというものに加入していただくというふうなものもございまして、多種多様な形で損害賠償の制度に加入できるような仕組みとなっておりますので、そういうことも県民の皆様に周知させていただくほか、実際御自身の知らぬ間に特

約を付けることで加入している状況というのもあるので、そういったこともきちんと認識していただけけるような資料なども啓発として行っていきたいと考えております。

県といたしましても、自転車の利用につきましては、健康志向でありますとか環境問題への配慮などから、今後も利用度が高まると考えておりますので、毎年4月、5月に自転車の交通安全運動月間を設けておりまして、それ以外にもマナーアップ月間など交通安全キャンペーンを通じまして、交通ルールの周知、自転車の損害保険の加入、ヘルメットの着用や点検整備の実施などについて、警察本部や関係団体と連携を図り協力しながら広く呼び掛けてまいりたいと考えておるところでございます。

梶原副委員長

分かりました。今お聞きしたように様々な救済の手段もあるみたいですけれども、国土交通省のほうも、条例制定による加入促進の効果は表れているのでより多くの自治体に条例で義務化してもらいたいという見解も出しております。

最近特に思うのですけれども、高校生は損害賠償保険を全校的に入られているということで安心したのですけれども、最近はクロスバイクとかロードバイクといったスピードが出る自転車に乗られている方が非常に多いです、より危険性が増してきたかなというふうに考えております。

自転車王国とくしまということをうたわれておりますけれども、いざこういう事故が起こったときに、こういう手を打つこそ大事なことではないかなと思いますので、より一層の普及に取り組んでいただくようお願いいたします。

岩佐委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

危機管理環境部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって危機管理環境部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第4号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、
議案第32号、議案第33号、議案第62号

以上で、危機管理環境部関係の審査を終わります。

本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

志田危機管理環境部長をはじめ理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただき深く感謝の意を表する次第でございます。

この1年間は、新型コロナウイルス感染症の拡大の対応であったり、秋以降は鳥インフルエンザの発生ということもあって、危機管理環境部の皆様にとりましては大変御苦労のあった年であったかと思います。

皆様の迅速で適切な対応によりまして、特に新型コロナウイルス感染症に関しては、全国でも患者の発生が少なく抑えられているものと思っております。改めて、皆様のお仕事に感謝を申し上げたいと思っております。

また、引き続き感染予防への対策や取組であったり、周知の徹底をよろしくお願ひいたします。

この1年は大きな災害がない年でありましたが、感染症という新たな課題が加わった中で、いつ起るか分からない災害への備えというものをしっかりと進めていただきたいと思っております。

また、消費者行政であったり環境対策など、当部に関しては内容が多岐にわたっているわけですが、安全で安心な県民生活の基盤になる大切な部局であると思っておりますので、その取組を更に進めていただきたいと要望させていただきます。

また、その過程におきまして、委員の皆様から頂きました意見であったり要望というものを十分尊重され、今後の施策に反映されますよう、強く要望させていただきます。

まだまだ新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況でありますが、その中でまだまだ気が抜けない状況でございます。

皆様には、引き続き感染予防をして、自身がかからないこと、そして健康管理をしていただきまして、今後とも県勢発展のため御活躍いただきますよう祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

1年間、どうもありがとうございました。

志田危機管理環境部長

一言お礼を申し上げたいと思います。

岩佐委員長、梶原副委員長をはじめ委員の皆様方には、この1年間、各般にわたり御指導、また様々な御提言を頂きまして、本当にありがとうございました。

委員長のお話にありましたように、この1年間、4月当初から新型コロナウイルス感染症対策に追われまして、今もそれが続いている状況でございます。

そうした中で、当委員会の皆様には、危機管理調整費につきまして例年以上に柔軟な活用をお認めいただきまして、そのおかげでいろんな対策を機動的に打ち出せた面もあるかなと思っております。改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

当部におきましては、新型コロナウイルス感染症対策に限らず、南海トラフ巨大地震の備えや豪雨対応をはじめとする災害対応力の強化、それから消費者行政の面では、デジタル社会を進展させる中で、消費者庁と連携して、今の政策を更に高い次元へと持っていくことが求められております。さらに、環境面では、世界的な気候変動の中で、脱炭素、自然エネルギーの最大限の導入、廃棄物の処理対策の充実などいろんな課題が山積している

ところでございます。

そういう中でございますが、職員で知恵を出したり、工夫をしながら、対策を着実に前進させてまいりたいと考えておりますので、今後とも委員の皆様方、また県議会の御指導、アドバイスを賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

岩佐委員長

これをもって、本日の県土整備委員会を閉会いたします。（13時43分）